



2022年 6月 1日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**
代表者名 取締役社長 吉 貴 寛 良
コード番号 7241 東証プライム・名証プレミア
お問合せ先 総務部長 江口 達 雄
TEL (0564) 31-2211

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月24日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付して表記しております。

記

1. 訂正の理由

記載の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

2. 訂正の内容

【訂正箇所】

1. 変更の理由

【訂正内容】

(訂正前)

1. 変更の理由

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日が2022年9月1日と定められたことを踏まえて、株主総会資料の電子提供制度を導入することを前提に、次のとおり、これに伴って不要となる現行定款第15条を削り、新たに第15条第1項として株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、あわせて、同条第2項として書面交付請求をした株主に交付する書面に記載すべき事項の範囲を限定するための定めを設けるとともに、定款変更の効力の発生日等に関する附則を設けるものであります。

(訂正後)

提案の理由

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日が2022年9月1日と定められたことを踏まえて、株主総会資料の電子提供制度を導入することを前提に、次のとおり、これに伴って不要となる現行定款第15条を削り、新たに第15条第1項として株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、あわせて、同条第2項として書面交付請求をした株主に交付する書面に記載すべき事項の範囲を限定するための定めを設けるとともに、定款変更の効力の発生日等に関する附則を設けるものであります。

【訂正箇所】

2. 変更の内容

【訂正内容】

(訂正前)

2. 変更の内容

変更案
(附則)
1. <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>
2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>
3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

(訂正後)

変更の内容

変更案
(附則)
<u>第 1 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>
<u>第 2 条 前条の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u>
<u>第 3 条 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上